

二
三
九
二
八
死
亡



関東州廳長官今吉敏雄叙位の件
右謹んで裁可を仰ぐ

昭和二十三年十月十五日

内閣総理大臣 芦田 均



一
四

人外法第三〇号

案起

昭和三十三年十月

日

閣議決定昭和三十三年十月十五日
上奏昭和三十三年十月十五日
執行昭和三十三年十月十五日
公布昭和三十三年十月十五日

官報不登載

内閣總理大臣



内閣官房長官

内閣事務官

内閣官房次長

外務國務大臣



鈴木國務大臣



加藤國務大臣



船田國務大臣



水谷國務大臣



竹田國務大臣



富吉國務大臣



森元國務大臣



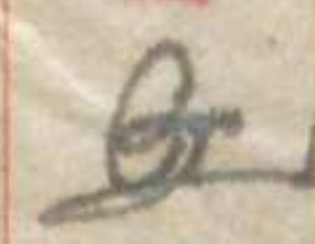
北村國務大臣



永江國務大臣



稻米地國務大臣



岡田國務大臣



野津國務大臣



五十四號
關東州廳長官從四位今吉敏雄

国立公文書館
National Archives of Japan

正四位に叙する
閣東州縣長官並西州令吉雄毅

正四位に昭和六年一月十五日
叙する從四位經過高等官一等
東州縣長官並西州令吉雄毅

右文武官叙立進階内則第二條依り請議する

昭和三十二年十月 日

外務大臣 節田 均



内閣總理大臣 節田 均 殿

昭和三十三年十月
二九、三六
上陸

外務省

追て閣東州長官今吉敏雄退官の件を別途進達したが同
人は昭三三年三月三日に叙位の資格あるものに付昭和
三年内閣閣議第九十七号より持て退官の旨を附を
以て溯及叙位御發令なる様御取計を名付た。



故朝鮮總督府檢事元橋曉太郎外二名位階追陞の件
右謹んで裁可を仰ぐ

昭和二十三年十月二十二日

内閣總理大臣 吉田

茂

